

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用について

令和8年3月

1. 事業内容

授業時間終了後の時間帯に、就労などの理由で保護者及び同居の親族から保護をうけることができない小学校1年生から6年生までの児童の育成支援のため、放課後児童クラブ室において児童をお預かりします。

2. 開設期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの平日及び土曜日、夏休み、冬休み、春休みの期間中並びに学校行事等の振替休業日に実施します。

ただし、日曜日、祝日、8月13日から17日まで、12月29日から翌年1月3日までは除きます。

※来年度も利用される場合は、再度利用申請書を提出いただく必要があります。

3. 開設時間

平日	授業終了後から午後6時まで
夏休み	午前7時30分から午後6時まで
学校行事の振替休業日、土曜日、冬休み、春休み	午前8時から午後6時まで

※ 延長利用を希望される方は午後6時30分まで利用可能です。（事前の申し込みが必要です。）

4. 場所・連絡先

放課後児童クラブ名	場所	定員（人）	連絡先 (Tel、Fax共通) ※1
石動放課後児童クラブ	石動小学校敷地内	60	67-0211
おおたに放課後児童クラブ	大谷小学校敷地内	60	67-1843
おおたに第2放課後児童クラブ		40	
おおたに第3放課後児童クラブ		35	67-1831
かんだ放課後児童クラブ	蟹谷小学校内	55	69-8361
つざわ放課後児童クラブ	津沢小学校内	35	61-4319
とうぶ放課後児童クラブ	東部小学校内	35	67-1322
長期休業期間中の利用に限定した放課後児童クラブ(開設予定) ※2	未定	40	未定

※1 開設時間以外は、留守電になっています。（お休みの連絡等は、留守電をご利用いただくことも可能です。）

※2 長期休業期間中の利用に限定した一時的な拠点放課後児童クラブとして、夏休みより開設する予定です。

内容等につきましては決定次第、案内いたします。

5. 利用料金について

(1) 月額、児童1人当たり 4,000円（8月のみ、5,000円） 【令和8年4月より改定】

※土曜利用される方は月額600円、延長利用される方は月額400円の追加になります。

(2) 納入方法

口座引落(月末)。納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を納期限とします。

(3) 口座引落の手続きについて

令和8年度から初めて利用される児童については、「小矢部市預金口座総合振替依頼書」と「銀行印」を取引先金融機関へ持参し、口座引落の手続きをお願いします。

「小矢部市預金口座総合振替依頼書」は、市内金融機関にも設置してあります。

昨年度から継続して利用される児童については、変更がない場合、新たな手続きは必要ありません。

6. 欠席する場合

事前に放課後児童クラブに電話・FAXで連絡してください。

※学校を休む場合は、放課後クラブにも別途連絡いただく必要があります。

7. 利用をやめる場合

利用をやめる場合は、前月までに「中止・休止届出書」を提出してください。土曜のみの利用中止も同様の手続きが必要となります。用紙はこども家庭課窓口でお渡しいたします。

(例：11月1日から利用を中止したい場合→10月中に届出書を提出)

利用料金について

- 届出書を提出した日の翌月分から納入不要。(提出した月分は納入必要)

利用していなくても、中止・休止届出書をご提出いただかない限り、利用料金は発生します。必ず余裕をもって提出してください！

8. 交通手段

平日・・・帰りは保護者がクラブ室に迎えに来てください。

土曜日、夏・冬・春休み、振替休業日・・・保護者がクラブ室まで送迎をしてください。

9. 令和8年度当初の利用について

～ 3月31日 (火)	午前8時から午後6時まで (現在の利用者のみ)
4月1日 (水) ～ 4月3日 (金) 4月6日 (月) ～ 4月7日 (火)	午前8時から午後6時まで (原則、新2年生以上のみ)
4月4日 (土)	午前8時から午後6時まで (土曜日の利用者のみ)
4月8日 (水) 始業式	学校終了後から午後6時まで (原則、新2年生以上のみ)
4月9日 (木) 入学式	学校終了後から午後6時まで

※新1年生は原則、入学式以降の利用をお願いしておりますが、入学式前に利用を希望される場合、各放課後児童クラブに相談ください。

10. 持参品等

- 土曜日に放課後児童クラブを利用される方は、毎週土曜日に、おたに第3放課後児童クラブまで着替えをお持ちください。
- 土曜日、夏・冬・春休み、振替休日に1日利用される場合、お弁当と水筒を持参して下さい。各自で保冷剤を入れる等、温度対策の工夫をお願いします。

11. その他

- 保険に関して…市で公益財団法人 スポーツ安全協会の保険に加入しています。
放課後児童クラブ室でケガをして病院にかかれた際の領収書は、保険の手続きに必要な場合がありますので、保管しておいてください。後日、保険の資料が送付されます。
- 仕事先や連絡先が変更になった場合は、こども家庭課 (67-8603) までご連絡ください。
- 保護者は、児童と帰宅されるときに、放課後児童クラブ室内にある日誌に帰宅時間を記入してください。
- 集団生活の秩序を守れなかったり、連絡もなく迎えが午後6時以降の日が続いたりする等、放課後児童クラブの運営に支障をきたすような場合は、利用を停止する場合があります。